

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 府中朝日町商業施設計画」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：三井不動産株式会社
代表者：代表取締役 植田 俊
所在地：東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 府中朝日町商業施設計画
種 類：自動車駐車場の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都府中市朝日町三丁目 8 番 1 号他

第 2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現況において休日・夜間の環境基準を上回る地点があり、また、関連車両の走行により交通量が増加することで休日・昼間の環境基準を上回る地点が生じることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。